

ほけんだより6月号



桶川市立桶川西小学校
保健室
令和6年6月5日

運動会は熱中症が心配されましたが、西小のみなさんは元気いっぱい、素晴らしい運動会になりました。ご家庭でも熱中症予防にご協力いただき、ありがとうございました。

6月は暑い日が増えてきます。熱中症予防のためにも早寝早起きをして体調を整えましょう。



あせをかくこと①



湯船にしっかりつかり、からだを芯まで温め汗を出す!

お風呂で水分ほきゅうもわすれずに

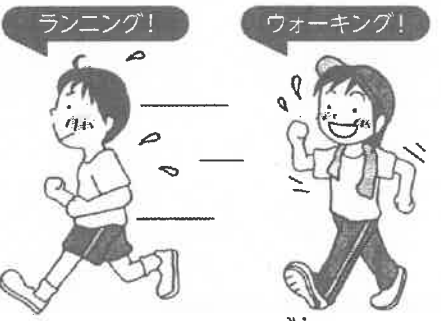


暑熱順化のススメ

少しずい^{とき}しい^{れんじゆ}時からあせをかく練習をして暑い夏にまけない^{あつなつ}からだ^{なつ}体をつくりましょう。

ポイントはあせをかくこと!!

あせをかくこと②



家事お手伝い!

子どもは大人とくらべて暑さはれをいそいで。

今月の健康診断

日時	健診項目	対象	備考
25 水	運動器検診	5年生	体育着を持ってくる

安全で楽しい水泳の授業に!



早寝・早起き・朝ごはん
健康管理しっかりね☺

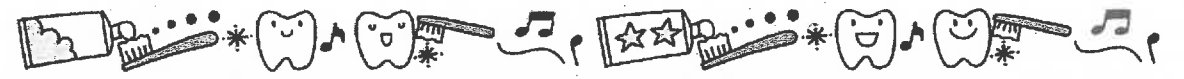
- 水泳を介して感染しやすい病気もあります。具合が悪い時や目の赤みがある時、発疹などの皮膚疾患がある時は病院を受診し、指導を受けてからプールに入るようにしてください。
- 耳鼻科検診、眼科検診で受診のすすめをもらい、まだ治療をしていない場合、早めの受診をお願いします。
- つめきりを必ずすませてください。長いつめはけがの原因にもなります。

アタマジラミにご注意を!

アタマジラミが流行しやすい時期です。タオルや帽子の貸し借りはほしないようご家庭でもお子さんにお話ください。また、髪を結ぶことも感染予防のために有効です。



アタマジラミの感染注意!



歯みがきタイム 動画を見ながら上手にみがこう!

はみがきタイムでは、はみがきの歌「イーハー」に合わせてはみがきを行っています。今年度から毎週月曜日には全校で動画を見ながらみががいています。インターネットでもはみがきの歌「イーハー」の動画が見られるので、お家でも動画に合わせて歯をみがいてみてはいかがでしょうか。

桶川西小感染症情報

5月に桶川西小学校では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染者はほほいませんでした。溶連菌感染症やアデノウイルスによる感染症が少しみられました。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、学校の管理下（学校長の管理・監督権の及ぶ範囲）において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に對して行う制度です。この加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意のもとに、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっておりますが、当該校として、在校児童生徒全員に加入していただくことを趣旨として、下記の掛金（保護者負担分）をご負担いただきますようお願いいたします。なお、給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（政令、省令、通達）に定められています。その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の種類と給付される場合

- (1) 学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、(2) これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金、(3) 負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金。
なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。
① 授業中（特別活動中を含む。） ② 学校の教育計画に基づき課外指導中
③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中 ④ 通常の経路及び方法による通学（登下校）中
⑤ その他、寄宿舎にあるときなど

2 給付金の額 [災害共済給付の給付基準は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条によります。]

- (1) 医療費
医療保険並の療養に要する費用の4/10（その内の1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。
- (2) 障害見舞金
障害の程度に応じて、4,000万円（1級）から88万円（14級）が給付されます。（通学中の場合は、2,000万円から44万円）
- (3) 死亡見舞金
3,000万円が給付されます。（運動などの行為と関連のない突然死及び通学中の場合は1,500万円）

3 給付基準

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時刻によって消滅します。
- (3) 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例えば、児童福祉法の育成医療）等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- (4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
※災害共済給付に該当する場合、こども医療費等は使用できませんのでご注意ください。

4 共済掛金の額

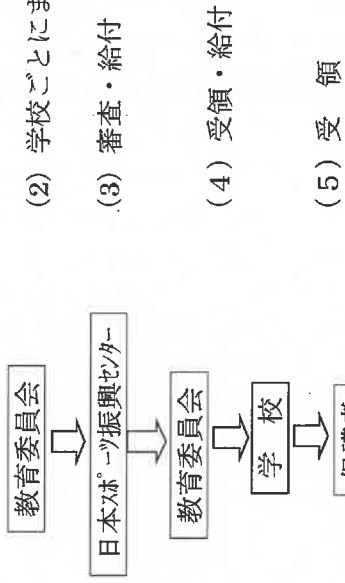
※負担金額は1人当りの年額です。

共済掛金	市負担分	保護者負担分
935円	475円	460円

※負担金額は1人当りの年額です。
☆桶川西小学校は7月に集金させていただきます。

5 災害共済給付の請求方法

- (1) 災害報告書の作成
 - ① 「医療等の状況」用紙を学校に請求
 - ② 「医療等の状況」用紙を医療機関等に提出・証明（無料）
※医療点数7000点以上の場合「高額療養状況届」を併せて提出
 - ③ 学校に提出
<留意点>
 - ・治療期間が1箇月未満の場合は、治療終了後に提出
(※医療点数が500点未満の場合は給付対象になりません)
 - ・治療期間が1箇月以上の場合は、各月ごとに提出
(※医療点数が500点未満の場合は翌月分と一緒に提出)



(2) 学校ごとにとまとめ、申請手続き（毎月1回）

(3) 審査・給付

(4) 受領・給付

(5) 受領